

第95回原子力規格委員会 議事録

1. 日 時 2025年9月29日(月) 13時30分～17時35分

2. 場 所 一般社団法人 日本電気協会 4階 A, B会議室 (Web会議併用)

3. 出席者 (敬称略, 順不同)

出席 委員： 阿部委員長(東京大学), 吉田副委員長(日本原子力発電), 斎藤幹事(東京大学)*1, 定廣(富士電機), 原口(三菱重工業), 室伏(東芝エレガシシステムズ), 伊藤(中部電力)*2, 大平(日本原子力発電), 岡本(関西電力), 山下(東京電力HD)*2, 藤内(鹿島建設), 小山(日本製鋼所M&E), 伊藤(日本原子力研究開発機構), 三浦(電力中央研究所), 田中(日本原子力保険プール), 村上(東京大学), 爾見(発電設備技術検査協会), 原山(日本電気協会), 波木井(元東京電力HD), 山本(名古屋大学, 原子燃料分科会長), 中條(中央大学, 品質保証分科会長), 藤田(東京電機大学, 耐震設計分科会長), 上巣(日本アイトープ協会, 放射線管理分科会長)*3, 出町(東京大学, 運転・保守分科会長)*4 (計 24名)

代理出席： なし (計 0名)

欠席 委員： 大坂(日立GEペルハニューカリアエナジー), 高田(東京大学, 安全設計分科会長), 望月(大阪大学, 構造分科会長) (計 3名)

當時参加者： 塚部, 内山(原子力規制庁), 鈴木(原子力安全推進協会), 折田(電気事業連合会) (計 4名)

説 明 者： 運転・保守分科会 保守管理検討会 牧原主査(東京電力HD), 明石副主査(四国電力), 平原副主査(九州電力)

原子燃料分科会 原子燃料管理検討会 野中副主査(東京電力HD), 福田委員(三菱重工業), 原田委員(中部電力)

構造分科会 PCV漏えい試験検討会 丹羽主査(関西電力), 青木委員(関西電力)
破壊非性検討会 廣田主査(三菱重工業) (計 9名)

傍 聴 者： なし (計 0名)

事 務 局： 橘, 高柳, 中山, 川口, 景浦, 美濃, 浅見, 上野, 梅津, 山崎(日本電気協会) (計 10名)

*1 : 13:50 頃に途中退席

*2 : 議題(2)より委員として出席

*3 : 15:30 頃に途中参加

*4 : 16:30 頃に途中退席

4. 配付資料：別紙参照。

5. 議 事

事務局から、本委員会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないこと及び録音することを確認の後、議事が進められた。

(1) 会議開催定足数確認他

事務局より、出席者は現時点で委員総数25名に対して22名の出席であり、定足数確認時点で原子力規格委員会規約第11条(会議)第1項に基づく出席委員は委員総数の3分の2以上の出席という会議開催定足数の条件

を満たしているとの報告があり、その後、常時参加者1名の紹介及び下記常時参加希望者3名の紹介があり、常時参加希望者については、規約第9条（常時参加者）に基づき常時参加者として承認するかについて、特にコメントはなく、出席委員全員の賛成で承認された。

- ・常時参加希望者 塚部 氏、内山 氏（原子力規制庁）、折田 氏（電気事業連合会）

続いてWeb会議に対する注意事項の後、第96回原子力規格員会は、2025年12月24日（水）午後を予定しており、各委員の予定確保をお願いするとの説明があった。その後配布資料の確認を実施した。

（2）原子力規格委員会委員、分科会委員の承認

1) 原子力規格委員会委員の変更

事務局より、資料No.95-1-1に基づき、元東京電力 HD 波木井委員の業種変更の紹介があった。規約第6条（委員の選任・退任・解任及び任期）第6項について、規約第14条（決議）第4項に基づき、挙手による決議の結果、出席委員5分の4以上の賛成で承認された。

引き続き、阿部委員長より、規約第6条（委員の選任・退任・解任及び任期）第2項に基づき、新委員の推薦について確認の結果、日本原子力発電 大平委員より、中部電力 伊藤氏を推薦するとの発言があり、関西電力 岡本委員より、東京電力HD 山下氏を推薦するとの発言があり、委員として承認するかについて、規約第14条（決議）第4項に基づき、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

2) 分科会委員の変更及び承認（審議）

事務局より、資料No.95-1-2に基づき、下記分科会委員の変更の紹介があり、分科会規約第6条（委員の選任・退任・解任及び任期）第1項に基づき、新委員候補を分科会委員として承認するかについて、原子力規格委員会規約第14条（決議）第4項に基づき、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

【安全設計分科会】

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・退任 網谷 委員（北陸電力） | ・新委員候補 木下 氏（同左） |
| ・退任 熊谷 委員（九州電力） | ・新委員候補 福島 氏（同左） |

【構造分科会】

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・退任 網谷 委員（北陸電力） | ・新委員候補 木下 氏（同左） |
| ・退任 永山 委員（中国電力） | ・新委員候補 吉岡 氏（同左） |
| ・退任 松原 委員（四国電力） | ・新委員候補 明石 氏（同左） |
| ・退任 山下 委員（九州電力） | ・新委員候補 大久保 氏（同左） |

【原子燃料分科会】

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・退任 中居 委員（電源開発） | ・新委員候補 吉 氏（同左） |
| ・退任 安井 委員（北海道電力） | ・新委員候補 中山 氏（同左） |

【品質保証分科会】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・退任 伊藤 委員（日本原子力発電） | ・新委員候補 細谷 氏（同左） |
| ・退任 吉川 委員（中国電力） | ・新委員候補 平田 氏（同左） |
| ・退任 竹添 委員（九州電力） | ・新委員候補 岡本 氏（同左） |

【耐震設計分科会】

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・退任 藤井 委員（北陸電力） | ・新委員候補 徳田 氏（同左） |
| ・退任 松田 委員（関西電力） | ・新委員候補 伊藤 氏（同左） |

【放射線管理分科会】

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・退任 小幡 委員 (アロカ) | ・新委員候補 小林 氏 (同左) |
| ・退任 柴田 委員 (北海道電力) | ・新委員候補 金岡 氏 (同左) |
| ・退任 菅原 委員 (九州電力) | ・新委員候補 村上 氏 (同左) |

【運転・保守分科会】

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・退任 古川 委員 (東北電力) | ・新委員候補 伊藤 氏 (同左) |
| ・退任 濵谷 委員 (日本エヌ・ユー・エス) | ・新委員候補 久保 氏 (同左) |

(3) 規格案の審議

1) JEAC4209/JEAG4210 「原子力発電所の保守管理規程/指針」改定案

運転・保守分科会 保守管理検討会 牧原主査、明石副主査、平原副主査より、資料 No.95-2-1 シリーズに基づき、JEAC4209/JEAG4210 「原子力発電所の保守管理規程/指針」改定案について説明があった。

審議の結果、JEAC4209/JEAG4210 の改定案について、9月30日(火)から10月20日(月)までの3週間の書面投票に移行することで、承認された。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ JEAC4209 の製造中止品という用語については定義されているのか。製造中止品には役務も含まれていると理解しており、ハードウェアだけではないことが読めるようになっていることを確認したい。
→ JEAG4210 新旧比較表の P10/102 の用語の定義「(24)長期施設管理計画」において、法令の用語と同じにはなるが、「c. 技術の旧式化その他の事由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置」としており、製造中止品の情報はこの定義の中に含まれていることになる。
- ・ 規格の使用者がハードウェアだけと読まなければ問題ないと考えているので、法令の文言を引用することによってそれができているということであれば了解する。
- ・ 指摘された点は重要なので、再度 JEAC4111 との対応を確認するのが適切である。ISO9001 では 8.4 節に対応し、その定義とかみ合っていれば問題ないと思うので確認してほしい。
- ・ リスク情報活用のところでは適切にコメント対応してもらったと思っている。（オンラインメンテナンス実施可否判断基準の判断例について）重大事故等対処設備のモバイルのものだけを例示するというのは現状仕方がないという説明になると思うが、規格策定活動のあり方として少し後向きではないかという懸念を持つので、継続的にアップデートしなければならない事項ということを再認識してもらいたい。
- ・ 修正をお願いしたいことになるが、EQ に関する【解説 24】の記載へのコメントについて、少し趣旨が適切に伝わっていなかったので補足させてもらう。日本電気協会が所掌している JEAG4623 の中で EQ 管理について適切な記載がない。JEAG4623 の改定時には、JEAC4209/JEAG4210 側と適切に協議をして EQ 管理についてどちらで見るのかを調整するとの回答を受けている。今回 JEAC4209/JEAG4210 が改定されるので、EQ そのものではなく、EQ 管理について規格の中に書き込むべきなのかも含めて、分科会間で調整をしているのか。
→ 3点のコメントのうち、最初の2点については採承する。最後の EQ についても採承になるが、対応については検討させてもらいたい。JEAG4623 側と確認するなど少し検討する。
- ・ EQ そのものに懸念があるわけではなく、EQ で確認した設計検証の条件が保守管理や放射線管理などの管理業務の中で維持されていることを確認する作業、例えば事業者は月に1回等、放射線量や温度を

測定していると思うが、このような作業について（規格として）担当が決まっていないことが問題だと思うので、分科会間で調整をして、どちらが担当するかを決めてもらえば懸念は解消されると思う。

→ 確認させてもらう。

- ・「実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド」は改定されているので、最新のガイドを確認して【解説28】の記載に問題がないか確認してもらいたい。

→ 拝承する。

- ・保全に係るデザイン・レビューの記載はあるのか。最近のトラブル事例を見てみると、例えば海水系ライニング材料を施工性の良いものに変更して取り換えたところ、3年後にエロージョン・コロージョンにより漏水したという事例がある。同等品と考えて入れ替えているのだが、実際には同等品ではなかつたというトラブルが散見されている。保全では設備を取り換える前に、設計要件を引き継いでいる設備であることをデザイン・レビューの中で確認していると思うが、どこかに記載はあるのか。

→ 取り換え品の仕様変更ということになると設計管理の範囲になると思う。

- ・これはJEAC4111で見るべきものなのか、JEAC4209/JEAG4210で見るべきものなのか理解できていない。担当箇所が抜けてしまうことを防止することは、親委員会の重要な役割と認識しているため、質問している。JEAC4111側と比較して、どちらかに入っていることを確認することが適切だと思う。

→ 拝承する。JEAC4111側とも今後継続して議論していく予定なので、その中で確認する。

- ・品質保証分科会と運転・保守分科会で調整を実施し、品質保証分科会からの意見をかなりの部分で反映したことに感謝する。品質保証分科会と運転・保守分科会のどちらでカバーするのかということについては、基本的にはJEAC4111が全体をカバーしていて、JEAC4209等がその一部をより詳細に記載していることになる。たぶん抜け・漏れは発生していないと思うが、矛盾が発生すると問題になるので意見をお伝えしたものである。まだ完全にお互いに納得できていないところがあり、リスク情報や根本原因分析については議論が継続的に必要だと感じている。

→ 承知した。

- ・資料95-2-1-7のNo.3の意見にATENAガイドとの関係が記載されているが、基本的には法律の体系では上位の法律は下位の法律を参照しないので、JEAC4209/JEAG4210の中にATENAガイドを参照するような記述はしないことになる。これが一般的な法体系なので問題ないのだが、資料95-2-1-9の国内外の知見リストP2の「(7)ATENA技術レポート全般」では「反映事項あり」が見え消しで消されており、下の黄色網掛けの説明の意味が分かり難いので教えてもらいたい。

→ 「当初改定案ではATENAガイドラインを参考として反映することとしていたが、検討の結果、取り止めることとしました。」ということであり、余計な文言が入っていて趣旨が伝わりにくくなっている。

- ・これはATENAガイドからJEAC4209/JEAG4210に吸い上げた概念はなかつたということを言っているのか。

→ 吸い上げた概念はなく、直接JEAC4209/JEAG4210にATENAガイドの名称を記載することはなくなったということである。

- ・これは相互作用として、ATENAガイドに入っている情報の中でJEAC4209/JEAG4210に取り込むべき情報があれば取り込んだ方がよい。もちろん互いに話し合った上で取り込んでJEAC4209/JEAG4210をより良いものにしていくという活動は至極当然のことなので、その時に最新知見の資料の中にそのような情報が盛り込まれていくことはごく自然なことである。ここに記載されていることは、「確認した結果、取り込むべき情報は特段なかつた」という意味で書かれていることを確認したかった。

- 記載を変更するものはなかったと言った方が良いかもしれない。ATENA ガイドに記載されている「製造中止品情報をインプットとする」などは取り込んでおり、ATENA ガイドの名称を記載して参照を求める必要性はなかったということになる。
- ・ 当然のことながら JEAC4209/JEAG4210 の改定に当たって、ATENA ガイドを参照して互いに矛盾がないこと、抜け漏れがないことを確認し、その上で特段取り込むべき情報はなかったということになると思う。資料 95-2-1-9 の国内外の知見リスト P2 の「(7)ATENA 技術レポート全般」は、そのように記載してもらう方が、後にこの資料を参考する人にとって分かり易いものになると思うので、修正をお願いする。
- 拝承する。
- ・ EQ や保守のデザイン・レビューに関するコメントへ対応するには、規格改定案の変更の可能性があるが、書面投票へ移行することについて決議を取って問題ないか。
 - EQ や保守のデザイン・レビューに関するコメントに係る変更は、本文の修正ではなく解説の記載になるので書面投票に移行して問題ない。
 - ・ JEAC4209/JEAG4210 の改定案について書面投票に移行するかについて決議を取りたいと考える。
- 特に異論がなかったので、JEAC4209/JEAG4210 の改定案について下記条件で書面投票に移行するかについて、規約第 14 条（決議）第 4 項に基づき、挙手にて決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。
- ・ 書面投票期間は、9 月 30 日(火)から 10 月 20 日(月)までの 3 週間で実施する。
 - ・ 原子力規格委員会で決議の結果、可決された場合には公衆審査（2 ヶ月間）に移行する。なお、公衆審査開始までの編集上の修正については、原子力規格委員会の委員長、副委員長及び幹事に判断を一任する。
 - ・ 公衆審査で意見が無く、以降発刊迄の編集上の修正については、出版準備（校閲）の範疇として、分科会の責任で修正を行う。
 - ・ 編集上の修正範囲内での意見があった場合には、原子力規格委員会の委員長、副委員長及び幹事の判断により編集上の修正を承認し、修正内容について委員に通知をして、発刊準備に入る。
 - ・ 編集上の修正を超える修正を要する意見があった場合には、別途審議（書面投票又は委員会審議）を行う。

2) JEAG4226 「原子力発電所における炉心管理指針」制定案/JEAC4001 「原子燃料管理規程」改定案

原子燃料分科会 原子燃料管理検討会 野中副主査、福田委員、原田委員より、資料 No.95-2-2 シリーズに基づき、JEAG4226 「原子力発電所における炉心管理指針」制定案/JEAC4001 「原子燃料管理規程」改定案について説明があった。

審議の結果、JEAG4226 制定案/JEAC4001 改定案について、9 月 30 日(火)から 10 月 20 日(月)までの 3 週間の書面投票に移行することで、承認された。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 資料 95-2-2-3 JEAG4226 比較表の P4 では用語の定義が記載されているが、文頭のインデントが揃っていないなかったり、文字下げが旧案の方が一文字多く見やすくなっていたりしているが、編集上の修正として全体を見直して統一するということでよいか。

- 修正して統一する。
 - ・ 「管理項目」についてのコメント対応は、「管理のための実施項目」に修正することになっているが、本文を見ると「管理すべき実施項目」と記載されている箇所がある。これは編集上の誤りということか。
 - 「管理のための実施項目」に修正する。
 - ・ JEAG4226 制定案/JEAC4001 改定案について書面投票に移行するかについて決議を取りたいと考える。
- 特に異論がなかったので、JEAG4226 制定案/JEAC4001 改定案について下記条件で書面投票に移行するかについて、規約第 14 条（決議）第 4 項に基づき、挙手にて決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。
- ・ 書面投票期間は、9月30日(火)から10月20日(月)までの3週間で実施する。
 - ・ 原子力規格委員会で決議の結果、可決された場合には公衆審査（2ヶ月間）に移行する。なお、公衆審査開始までの編集上の修正については、原子力規格委員会の委員長、副委員長及び幹事に判断を一任する。
 - ・ 公衆審査で意見が無く、以降発刊迄の編集上の修正については、出版準備（校閲）の範疇として、分科会の責任で修正を行う。
 - ・ 編集上の修正範囲内での意見があった場合には、原子力規格委員会の委員長、副委員長及び幹事の判断により編集上の修正を承認し、修正内容について委員に通知をして、発刊準備に入る。
 - ・ 編集上の修正を超える修正を要する意見があった場合には、別途審議（書面投票又は委員会審議）を行う。

(4) その他（その1）

1) JEAC4203 「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」改定案 中間報告時の意見に対する回答（報告）

構造分科会 PCV 漏えい試験検討会 丹羽主査、青木委員より、資料 No.95-3-1 シリーズに基づき、JEAC4203 「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」改定案 中間報告時の意見に対する回答について説明があつた。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 鋼板について目視点検でカバーできるという説明があつたが、目視点検には目視不可の範囲があるとのことで、特別点検などの場合は外せるところは外して極力見ることになっていると思うが、目視点検ができない範囲を本当に 10 年そのままにしてよいのか、他のところで類推できるとの説明もあつたが、そこが本当に担保できているのかが非常に気になる点である。
- その点について説明しているのが資料 95-3-1-1 の P16 になり、まず前提条件として可視範囲と不可視範囲の環境条件に違いはなく、実際に可視範囲の目視点検を実施して塗膜の状態を監視して、塗膜が一部浮いているところ等があればきちんと補修しているが、現実として過去鋼板の腐食減肉が生じたことはない。また、これまでの A 種試験で鋼板からの漏えいが認められたことはなく、すべて合格している。特別点検の結果をみても、きちんとその保全がされているということを確認している。過去の実績評価をしても、10 年間放置するということではなく、（不可視範囲と環境条件が同一の可視範囲について）目視点検は毎定検実施していくので、そこできちんと担保できていることが実績である。なお、PLM 技術評価書の中でも、その保全で担保していることは妥当であると評価されている。
- ・ 個別の技術評価ではそのように評価されていることを理解しているが、目視点検の結果として完全に無傷ということではなく、鋼板まで影響が及んでいる箇所も見られているので、そこは補修でカバーされ

ていると思うのだが、（試験間隔の見直しにより）それを本当に 10 年間という期間全く確認しないということになるのが本当に適切かというコメントになる。

→ A 種試験で検知できるものがあるとすれば、鋼板の塗膜が剥がれて、そこで腐食減肉が進展して、貫通孔に至ってしまった場合に限定される。それに対して鋼板の保全として一番効果的なのが定検毎にしっかりと目視点検をしていくことになり、必要に応じて塗装修繕をしていくことになる。塗膜が剥がれていった箇所については、腐食減肉が発生している実績はなく、塗装の浮きなど軽微な状態で保全できているのが現状である。

- ・ 資料 95-3-1-1 の P17 にあるグラフの見方を教えてほしい。このプロットされている点は同じプラントで A 種試験と B,C 種試験の漏えい率を比較しているが、B,C 種試験の漏えい率をどのように出していられるか教えてもらいたい。

→ B,C 種試験の場合は個別の貫通部、隔壁弁前の漏えい率試験の結果をすべて足し合わせており、A 種試験と B,C 種試験の（漏えい率）差にはコンクリート吸気効果が含まれるので、B,C 種試験の総合漏えい率に足したデータを A 種試験の漏えい率と比較して相関係数を算出している。黒のプロットは 1990 年に B,C 種試験へ移行を果たした時のデータであり、赤のプロットは今回改めて最新のデータでプロットしたものである。

- ・ 資料 95-3-1-1 の P9 では PWR(設計圧),PWR(低圧),BWR(設計圧)のデータについて、45 年において漏えい率が低下しているが、どのような評価をしているのか。

→ 45 年では PWR でも BWR でも対象プラントが少ないということが前提にあり、PWR では 40 年を境に廃止措置に移行したプラントがあり、ばらつきの大きいプラントがそれ以降のデータに含まれていないことが一つの要因と考えている。BWR はこの 1 点のデータだけから（漏えい率が）低下したと捉えるのかは悩ましいところである。

- ・ 一つのプラントを見たときに事業者は 30 年目 PLM, 40 年目 PLM により法律に基づく規制の評価を得ている訳だが、事業者は 10 年毎にあることは理解しているので、保全計画の中で格納容器の塗膜の点検を実施しており、剥がれいたら補修することを繰り返している。また、格納容器の貫通部については新規制基準によりシビアアクシデントへの耐環境性を高めるための工事を再稼働に向けて実施している。資料 95-3-1-1 の P9 では様々な複数のプラントをまとめて A 種試験の経年変化を表示しているのでこのようになっているが、プラント毎に見ていくと、特に新規制基準適用後のプラントにおいて格納容器漏えい率は低下する傾向にあるとは言えないのか。事業者が PLM を念頭に保全をやっている限り、構造物の腐食等の劣化により格納容器の漏えい率が急激に上昇することはないと言うことはできないのか。30 年目 PLM, 40 年目 PLM の保全により、個別プラントの格納容器漏えい率が低下しているデータを示すことはできないのか。

→ （今回データを整理するにあたり）同じ考え方を持って過去の実績を調査している。これまで漏えいがなく、きちんと保全できているということは間違いない自信をもって言えることである。一方、プラント毎に一つ一つ右肩下がりになっているデータを示せないか（という観点で）全てのデータを整理してみたが、A 種試験では試験時の外気温の影響が大きいためデータにはばらつきがあり、低下しているように見えなくもないという状況である。

- ・ A 種試験は（現行）3 定検毎に実施しており、どんなにばらついたとしても（漏えい率が）0.1%が 0.4% ぐらいにしかならないといったばらつきを保守的に見たとしても（試験の判定基準である）1%に至ることにならないといった評価はできないのか。

→ その意味で評価した結果が資料 95-3-1-1 の P10 であり、プラント毎ではないが全体のデータ群として正規分布を仮定して 3σ というほとんどあり得ないところまでを取ってみても許容漏えい率を満足して

いることを示している。この評価をプラント毎に実施するアイデアもあるのだが、データ点数が少なくなり、その評価をするのは微妙だと考えている。

- ・ 資料 95-3-1-1 の P9 のデータは、メンテナンスをちゃんとやりなさいということになったきっかけをもって、規制側と事業者の協力作業の結果出てきた良好事例として、格納容器の漏えい率が下がってきていると言えると素晴らしいと思う。どこかの段階で言えるようになるとありがたい。
- 更に（試験実績を）積み上げていくと将来的にはデータ点数も増えていくので、その可能性も高まっていくと考えている。
- ・ 事業者は様々なデータをチェックしていて何とかならないかと感じていると思うが、説明性の点から客観的に見て（今の段階で、そこまで考察するのは）厳しいと判断したと理解した。現場を預かる人間からすると塗膜の劣化さえなければ現実的には（さきほど発言したように）感じるところなので意見を伺った。
- ・ 今回の全体漏えい試験の試験間隔の見直しについては BWR については対象から外すということで、BWR の漏えい試験の結果が正規分布に収まらず、ワイブル分布で拡散する方向でデータ実績があるので、更にデータを蓄積するまでは今回の変更の対象にはならないということか。
- BWR の場合は、B,C 種試験として対象全ての貫通部で加圧できる設備構成になっていないということもあり、A 種試験と比較する B,C 種試験の実績がないというのが現状になる。実績がなければ相関性のデータを示すこともできないので、今回の改定では設備改造をして全ての B,C 種試験データを取って相関性を示していくことをコミットしてまでやることにはならなかつた。
- ・ この規格が改定された後について確認したい。維持規格では格納容器圧力バウンダリについては全体漏えい率試験に合格した場合、次回以降の全体漏えい率検査は 3 回の定期事業者検査のうち少なくとも 1 回行けばよいとなっている。維持規格では 3 回に 1 回やりなさいとなっているところで、JEAC4203 を運用することはできないのではないか。考え方を教えてもらいたい。
- 資料 95-3-1-2 の P16 に維持規格は技術基準規則第 18 条に引用されており、その維持規格の中に JEAC4203 は引用されているものの、実運用だけを考えると JEAC4203 は技術基準規則第 21 条と第 44 条に呼び込まれており、そこで技術評価を受けて運用していることになるので、今後対応しなければならないことは JEAC4203 を直接第 21 条と第 44 条に基づいて技術評価を受けることになる（そのため 18 条に紐づく維持規格の見直しは必須ではない）。ただし、維持規格との整合も図っていく必要があるので、JEAC4203 が発刊された暁には引き続き進めていく。
- ・ それは維持規格の改定を次のステップで考えていくということか。
- そのとおりである。JEAC4203 の場合は直接技術評価を受ければ使うことができるが、規格間の整合は取りたいので、次のステップで進めていく。

2) IGRDM 講演資料の紹介（報告）

構造分科会 破壊靱性検討会 廣田主査より、資料 No.95-3-2-1 に基づき、IGRDM 講演資料について説明があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 特になし。

3) JEAC4111 実務コース講習会（報告）

品質保証分科会 事務局より、資料 No.95-3-3 シリーズに基づき、JEAC4111 実務コース講習会について説明があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・特になし。

4) HP の修正について（報告）

品質保証分科会 事務局より、資料 No.95-3-4-1 に基づき、HP の修正について説明があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・特になし。

5) 書面審議結果について（報告）

原子力規格委員会 事務局より、資料 No.95-3-5-1 に基づき、書面審議結果について説明があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・特になし。

(5) 基本方針策定タスク案件の審議・報告

1) 規約改定までの対応について（審議）

事務局より、資料 No.95-4-1 シリーズに基づき、規約改定までの対応について説明があった。

規約改定までの対応について審議の結果、挙手による出席委員全員の賛成により承認された。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・資料 No.95-4-1-1 の承認いただきたい事項の①にある特定の業種で委員構成比率を超えてしまった時の対応だが、当該業種の委員 1 名を抜いて構成比率を守るという方法もあると思うが、それは何か考えられているか。
→ 委員については、推薦を受けた方にデュープロセスを踏んで、真摯に電気協会での仕事をすることを前提に就任していただいているので、その委員の尊厳や誇りを毀損するようなことはできないということもあり、委員退任という対応は避けている。
- ・委員構成比率を決めた以上は、基本的に守らなければならないはずだが、半年の猶予期間が何処からきているのかよくわからない。なぜ半年であればよいのか。
→ 原子力規格委員会は 3 ヶ月に 1 回開催しており、不測の退任はいつ起こるか分からないので、猶予期間を 3 ヶ月とした場合、退任の時期により直近（1 回目）の委員会での対応ができず猶予期間を超過してしまうが、半年であれば退任の時期から 2 回目の委員会までカバーされる期間となる。
- ・構成比率を超過している状態を 1 回目の委員会では認めるが、次の 2 回目の委員会では認めないと理解した。

- ・ 資料 No.95-4-1-1 の承認いただきたい事項の②では、投票に使用するファイルはワードのようなものを想定しているということでよいのか。ワードなどのファイルには最終更新者の情報が残り、投票した人がわかつてしまうため無記名と扱えないと思うが、如何か。
→ 投票されたファイル（添付ファイル）は任意のフォルダに集約し、一括リネームを実施する。これにより投票した個人を特定することは出来なくなると考えている。
- ・ 規約改定までの対応について決議を取りたいと考える。

2) JEAC4201 追補版/JEAC4206 追補版技術評価について(報告)

事務局より、資料 No.95-4-2-1に基づき、JEAC4201 追補版/JEAC4206 追補版技術評価について報告があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 説明資料の面談・会合等のイベント時系列において月日だけでなく年も記載した方がよい。
→ 拝承する。

3) JEAC4601 技術評価について(報告)

事務局より、資料 No.95-4-3-1に基づき、JEAC4601 技術評価について報告があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・（「JEAC4201 追補版/JEAC4206 追補版技術評価について」へのコメントと同じ）

4) 第 10 回原子力規格委員会シンポジウム テーマ案について(報告)

事務局より、資料 No.95-4-4 シリーズに基づき、第 10 回原子力規格委員会シンポジウム テーマ案について報告があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ このテーマ案に基づいて準備を進める。

(6) 原子力関連学協会規格類協議会案件の報告

1) 技術評価を希望する学協会規格(報告)

事務局より、資料 No.95-5-1に基づき、技術評価を希望する学協会規格について報告があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ P2(参考)のスケジュールにおいて、JEAC4201, JEAC4216, JEAC4206 は 2027 年度の初頭から技術評価を開始することになっているが、規格策定時期が未定ということで今後年度の後半からの開始に変更される可能性がある。また、2030 年度以降に JSME の CCV 規格を記載しているが、原子力規制庁から CCV 規格を技術評価しないのはなぜかと問われているところもあり、現在事業者の中で技術評価の必要性を確認しており 2026 年度に前倒しする可能性がある。

(7) その他（その2）

1) 前回議事録確認

阿部委員長より、資料 No.95-6-1 に基づき、前回議事録の紹介があり、正式議事録とすることについて特にコメントはなく承認された。

以上

第95回原子力規格委員会配付資料

- 95-1-1 原子力規格委員会 委員名簿（案）
 95-1-2 原子力規格委員会 分科会委員名簿（案）
- 95-2-1-1 保守管理規程／指針(JEAC4209/JEAG4210)次回改定について（案）
 95-2-1-2 原子力発電所の保守管理規程 JEAC4209-202X 改定案
 95-2-1-3 原子力発電所の保守管理指針 JEAG4210-202X 改定案
 95-2-1-4 「JEAC4209-202X 原子力発電所の保守管理規程」新旧比較表
 95-2-1-5 「JEAG4210-202X 原子力発電所の保守管理指針」新旧比較表
 95-2-1-6 JEAC4209/JEAG4210 改定案（中間報告）に関する運転・保守分科会から頂いた意見等
 95-2-1-7 JEAC4209/JEAG4210 改定案（中間報告）に関する原子力規格委員会から頂いた意見等
 95-2-1-8 JEAC4209/JEAG4210（書面投票）に関する運転・保守分科会から頂いた意見等
 95-2-1-9 JEAC4209/JEAG4210 改定に向けた国内外の知見リスト
- 95-2-2-1 JEAG4226 炉心管理指針及び JEAC4001 原子燃料管理規程の中間報告に対する規格委員会ご意見対応表
 95-2-2-2-1 JEAG4226-202* 炉心管理指針概要説明
 95-2-2-2-2 原子力発電所における炉心管理指針（案） JEAG4226-202X 制定案
 95-2-2-2-3 原子力発電所における炉心管理指針（案） JEAG4226-202X 新旧比較表（中間報告版と上程版）
 95-2-2-2-4 規格制改定時に対象とした国内外の最新知見とその反映状況（JEAG4226）
 95-2-2-3-1 原子燃料管理規程（JEAC4001）概要説明
 95-2-2-3-2 原子燃料管理規程 JEAC4001-202X 改定案 原子燃料管理規程（JEAC4001）の見直し 中間報告
 95-2-2-3-3 原子燃料管理規程 JEAC4001-202X 改定前後比較表（2020 制定版と中間報告版）
 95-2-2-3-4 原子燃料管理規程 JEAC4001-202X 修正前後比較表（中間報告版と上程版）
 95-2-2-3-5 規格制改定時に対象とした国内外の最新知見とその反映状況（案）（JEAC4001）
- 95-3-1-1 原子炉格納容器の漏えい率試験規程(JEAC4203-202X)改定内容について
 95-3-1-2 A種試験間隔適正化に関する補足資料
 95-3-1-3 技術評価書（R3.7.21）における要望事項一覧表
 95-3-1-4 原子力規格委員会コメント管理表
 95-3-1-5 JEAC4203-20XX（原子炉格納容器の漏えい率試験規程）改定ニーズ調査表
- 95-3-2-1 Integrity Assessment of Reactor Pressure Vessel Against Irradiation Embrittlement in Japan
- 95-3-3-1 「JEAC 4111-2021 原子力安全のためのマネジメントシステム規程」
 2025年度 実務コース講習会(オンデマンド配信)の開催について
 95-3-3-2 2025年度 実務コース講習会 パンフレット

- 95-3-4-1 日本電気協会 原子力規格委員会 ホームページ
- 95-3-5-1 構造分科会委員名簿案に関する書面審議の結果について
- 95-4-1-1 規約改定までの対応について (案)
- 95-4-1-2 規約類 (規約, 規約細則, 活動の基本方針) の改定ポイントについて (案)
- 95-4-2-1 JEAC4201 追補版/JEAC4206 追補版 技術評価について
- 95-4-3-1 JEAC4601 技術評価について
- 95-4-4-1 次回NUSCシンポジウム (テーマ: A I) の進め方 (案)
- 95-4-4-2 第10回 日本電気協会 原子力規格委員会シンポジウム プログラム -A Iと原子力 (案) -
- 95-4-4-3 原子燃料及び炉心の高度化に関するシンポジウムについて
- 95-4-4-4 次回シンポジウムテーマ案と各分科会幹事殿のご意見
- 95-5-1 技術評価を希望する学協会規格
- 95-6-1 第94回原子力規格委員会 議事録 (案)

- 参考資料-1 日本電気協会 原子力規格委員会 規約
- 参考資料-2 日本電気協会 原子力規格委員会 活動の基本方針
- 参考資料-3 日本電気協会 原子力規格委員会 規程・指針策定状況
- 参考資料-4 日本電気協会 原子力規格委員会 委員参加状況一覧

以上